

■「エポスオーナーカード(ビジネス)規約」新旧対照表(2025年3月21日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[2] (1)リボルビング払い 締切日における商品購入代金の残高(以下「<b>締切日残高</b>」)に対し、以下の【ショッピングの月々のお支払額算出表】記載の<b>弁済金</b>(手数料を含む、以下本条において「<b>支払金</b>」)をお支払いいただく方法です。手数料率は毎月の<b>締切日残高</b>に対し、実質年率15.0%とします。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<b>締切日残高</b>により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。また、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。</p> <p>(略)</p> <p>定額コース 本コースに変更された会員は、<b>締切日残高</b>にかかわらず、月々の支払金が下表のとおりとなります。 「定額コース」のうち、月払額5,000円コースについては、リボ・分割・ボーナス一括払いご利用可能枠は30万円まで、月払額10,000円コースについては、同様に70万円まで、月払額15,000円コースについては、同様に110万円まで、月払額20,000円コースについては、同様に150万円まで、月払額25,000円コースについては、同様に190万円まで、月払額30,000円コースについては、同様に230万円まで、月払額35,000円コースについては、同様に270万円までとなります。ただし、<b>お支払残高</b>によっては選択できないコースがございます。なお、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。また、<b>締切日残高</b>により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。</p>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[2] (1)リボルビング払い 締切日における商品購入代金の残高(以下「<b>締切日元金残高</b>」)に対し、以下の【ショッピングの月々のお支払額算出表】記載の<b>金額</b>(手数料を含む、以下本条において「<b>支払金</b>」)をお支払いいただく方法です。手数料率は毎月の<b>締切日元金残高</b>に対し、実質年率15.0%とします。</p> <p>(略)</p> <p>なお、<b>締切日元金残高</b>により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。また、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。</p> <p>(略)</p> <p>定額コース 本コースに変更された会員は、<b>締切日元金残高</b>にかかわらず、月々の支払金が下表のとおりとなります。 「定額コース」のうち、月払額5,000円コースについては、リボ・分割・ボーナス一括払いご利用可能枠は30万円まで、月払額10,000円コースについては、同様に70万円まで、月払額15,000円コースについては、同様に110万円まで、月払額20,000円コースについては、同様に150万円まで、月払額25,000円コースについては、同様に190万円まで、月払額30,000円コースについては、同様に230万円まで、月払額35,000円コースについては、同様に270万円までとなります。ただし、<b>コース変更時における元金の残高</b>によっては選択できないコースがございます。なお、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。また、<b>締切日元金残高</b>により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。</p>
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[2] (6)お支払方法の変更 (略) a.リボルビング払い:支払金は、(1)の<b>締切日残高</b>および変更した1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分の合計額を基準として計算します。その手数料も、その合計額に基づき計算します。</p>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[2] (6)お支払方法の変更 (略) a.リボルビング払い:支払金は、(1)の<b>締切日元金残高</b>および変更した1回払い分、2回払い分、およびボーナス一括払い分の合計額を基準として計算します。その手数料も、その合計額に基づき計算します。</p>
<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <div data-bbox="268 1308 571 1391" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center; color: red; font-weight: bold;">新規追加</div>	<p>第7条(カード利用代金等のお支払い)</p> <p>[6] 会員が支払日において当社に支払うべき債務をお支払いいただけなかった場合、システム処理料、事務手数料およびカード利用代金等(借入れサービスの利用代金を除く)の支払いの受領に要する費用として、484円(税込)を会員は負担するものとし、次回以降の支払日に当社の請求に基づき、所定の支払い方法にて支払うものとします。</p>
<p>第17条(遅延損害金)</p> <p>[1] 会員が、カード利用代金等(借入れの返済を除く)の支払いを遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対して、また第18条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、残存商品購入代金合計に対して、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p>	<p>第17条(遅延損害金)</p> <p>[1] 会員が、カード利用代金等の支払い(借入れの利用代金を除く)を遅延したときは、約定支払日の翌日から支払日に至るまで当該支払金に対して、また第18条により期限の利益を失ったときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、残存商品購入代金合計に対して、年率14.6%を乗じた額の遅延損害金をお支払いいただきます。</p>

■「会員情報の取り扱いに関する同意条項(エポスオーナーカード)」新旧対照表(2025年3月21日改訂)

改訂前	改訂後
<p>第3条(信用情報機関への登録)</p> <p>[3] 当社が加盟する信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。 (株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>	<p>第3条(信用情報機関への登録)</p> <p>[3] 当社が加盟する信用情報機関の名称、住所、問い合わせ電話番号は以下のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等は各機関のホームページに掲載されています。また本契約期間中にあらたに信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。 (株)日本信用情報機構(貸金業法に基づく指定信用情報機関) 〒105-0011 東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビル B館 4階 TEL 0570-055-955 <a href="https://www.jicc.co.jp">https://www.jicc.co.jp</a></p>